

東京農工大学オープンアクセス方針実施要領

令和 6 年 9 月 19 日
大学情報委員会決定

この要領は、「東京農工大学オープンアクセス方針」（令和 6 年 3 月 18 日役員会決定。以下、「本方針」という。）の実施に必要な事項について説明するものです。

（趣旨）

1 東京農工大学(以下「本学」という。)は、「東京農工大学憲章」に掲げる基本理念に基づき本学において生産された研究成果を広く国内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元すること、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

（1）本方針は、本学の教職員による自発的な研究成果の公開を促すための大学組織全体による意思表示です。

（2）オープンアクセスとは

「オープンアクセス」とは、学術雑誌論文等の研究成果を、ネットワークを通じて誰もが無料で自由に利用でき、著作権者の定める条件の下で再利用可能にすることを指します。研究成果の共有と再利用が進むことにより、学際的な研究やイノベーションの創出に資するとともに、研究成果の透明性を確保し、研究成果を社会に還元する効果が期待されます。

またオープンアクセスは、著者にとっても以下のようなメリットがあると考えられます。

- ・ 研究成果へのアクセスの機会をより広く提供できる。
- ・ 引用数増加の可能性が高まる。
- ・ 研究者としての知名度向上につながることを期待される。
- ・ 自分の研究成果を公開することで、いつでも確認可能となる。

（3）オープンアクセスの種類

オープンアクセスの手段としては、大きく分けて以下の 2 種類があります。

① グリーン・オープンアクセス

機関リポジトリ等で、出版社版又は著者最終稿を公開する方法です。登録・公開にあたって著者に費用負担はありませんが、出版社・学協会等との取り決めにより、一定の条件が課されることがあります。

② ゴールド・オープンアクセス

オープンアクセスジャーナルに投稿する方法です。その他、通常の購読型ジャーナルにおいて論文単位でオープンアクセス・オプションを選択する場合があります。出版時点から誰でも無料でアクセス可能になりますが、多くの場合、著者には APC（Article Processing Charge）と呼ばれる費用負担が必要です。

(4) 学術論文等のオープンアクセスに係る動向について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）を柱として、国内外のオープンサイエンス推進の流れを受け、公的資金による研究成果への即時オープンアクセス推進に関する国の方針が以下のとおり決定しています。

「統合イノベーション戦略2023」（令和5年6月9日閣議決定）を受け、国の方針に盛り込むべき事項として、「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」（令和5年10月30日総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員）が取りまとめられ、その後「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）において、国の方針が公表されました。

2025年度新規公募分から、学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度を対象に、学術論文等の即時オープンアクセスの実現が義務となります。即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費の学術論文及び根拠データについては、即時に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられることとなり、本学及び本学に在籍する教職員もその責務を負います。

[参照]p7-8 ※参考資料： 学術論文等の即時オープンアクセスについて

(研究成果の公開)

2 本学は、本学に在籍する教職員が、出版社、学協会、大学等が発行する学術雑誌等に掲載した論文等の研究成果(以下「研究成果」という。)を、以下のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。

- (1)東京農工大学学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)に登録する。
- (2)オープンアクセスジャーナルに掲載する。
- (3)論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
- (4)外部の機関が設置するプレプリント・サーバ等の外部リポジトリに登録する。

本方針は、本学リポジトリに研究成果を登録することにより、グリーン・オープンアクセスを実現することを目指すものです。ただし、教職員が希望する場合には、オープンアクセス誌への掲載による公開や、その他外部リポジトリ等での公開を選択することも可とします。

(1)「本学に在籍する教職員」の範囲

本方針の対象者は、本学に在籍する常勤の教職員（有期雇用の場合を含む）です。前述以外の教職員、大学院生については本方針の対象には含まれませんが、対象とならない本学構成員の研究成果についても、「東京農工大学学術機関リポジトリ運用指針」（以下、「リポジトリ運用指針」という。）に基づき、リポジトリに登録が可能です。

なお、本学に在籍する教職員が退職等により本学に在籍しなくなった場合も、在籍時に発表しリポジトリに登録した研究成果は、原則として引き続き保存・公開されます。

(2)「研究成果」の範囲

本方針によりリポジトリに登録する「研究成果」は、出版社、学協会等が発行する学術雑誌に掲載された、学術雑誌論文及び紀要論文です。査読の有無は問いません。これ以外の研究成果（研究成果報告書、会議録等）についても、本学在籍中の研究成果であれば、リポジトリ運用指針に基づきリポジトリへの登録が可能です。研究成果のリポジトリへの登録を許諾する方は、所定の手続きに従って、リポジトリへの登録申請を行ってください。

(3)著作権

リポジトリへの登録にあたり、研究成果の著作権が本学へ移転することはありません。登録前の著作権者の元に留保されます。

(適用の例外)

3 著作権等のやむを得ない理由により、リポジトリによる公開が不適切であると教職員または本学が判断した場合は、本学は当該研究成果を公開しない。

(1)「公開が不適切である」と判断される例

具体的には次のようなケースが考えられます。

- ① 著作権を出版社、学協会等に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が許諾されない場合。公開可能となるまでの期間（エンバゴ）が設定されている場合は、期間終了後に公開します。
- ② 共著者の同意が得られない場合
- ③ 個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での公開が不適切な場合
- ④ 捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合

(2)非公開の判断

非公開にすべきかどうかの判断が必要となった場合は、図書館長が当該研究成果の公開可否を判断します。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、施行日（令和 6 年 3 月 18 日）以降に出版された研究成果に適用されます。施行前の研究成果には本方針は適用されません。

(リポジトリへの登録)

5 リポジトリによる公開を選択する場合、教職員はできるだけ速やかに、リポジトリ登録が許

諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に無償で提供するものとする。リポジトリへの登録、公開等、リポジトリに関する事項は、「東京農工大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(1) リポジトリ登録が許諾される適切な版

リポジトリへの登録が許諾される版は、掲載誌によって異なります。次の事項について、投稿規程、契約書、ウェブサイト等により、出版社、学協会の条件を確認してください。

- ・ リポジトリでの公開可否、公開可能な場合はその版（出版社版、著者最終稿等）

「著者最終稿」の公開が可能な場合は、お手持ちの著者最終稿を図書館に提出してください。著者最終稿とは、学術雑誌等へ採択（accept）される直前に著者が出版社に提供した最終原稿のことで、一般的に、出版社による最終校正やレイアウト調整等の手が加えられていないものです。

ご提出いただく研究成果は、根拠データの場合を除き PDF 形式にしてください。

(2) 共著者の同意確認

共著論文の場合、必ず共著者全員の同意を得た上で研究成果を本学に提出してください（図書館では共著者への同意確認は行いません）。共著者の同意が得られた旨は、「東京農工大学学術機関リポジトリ登録・公開申請書」を用いてお知らせください。共著者間での同意書等を図書館に提出いただく必要はありません。

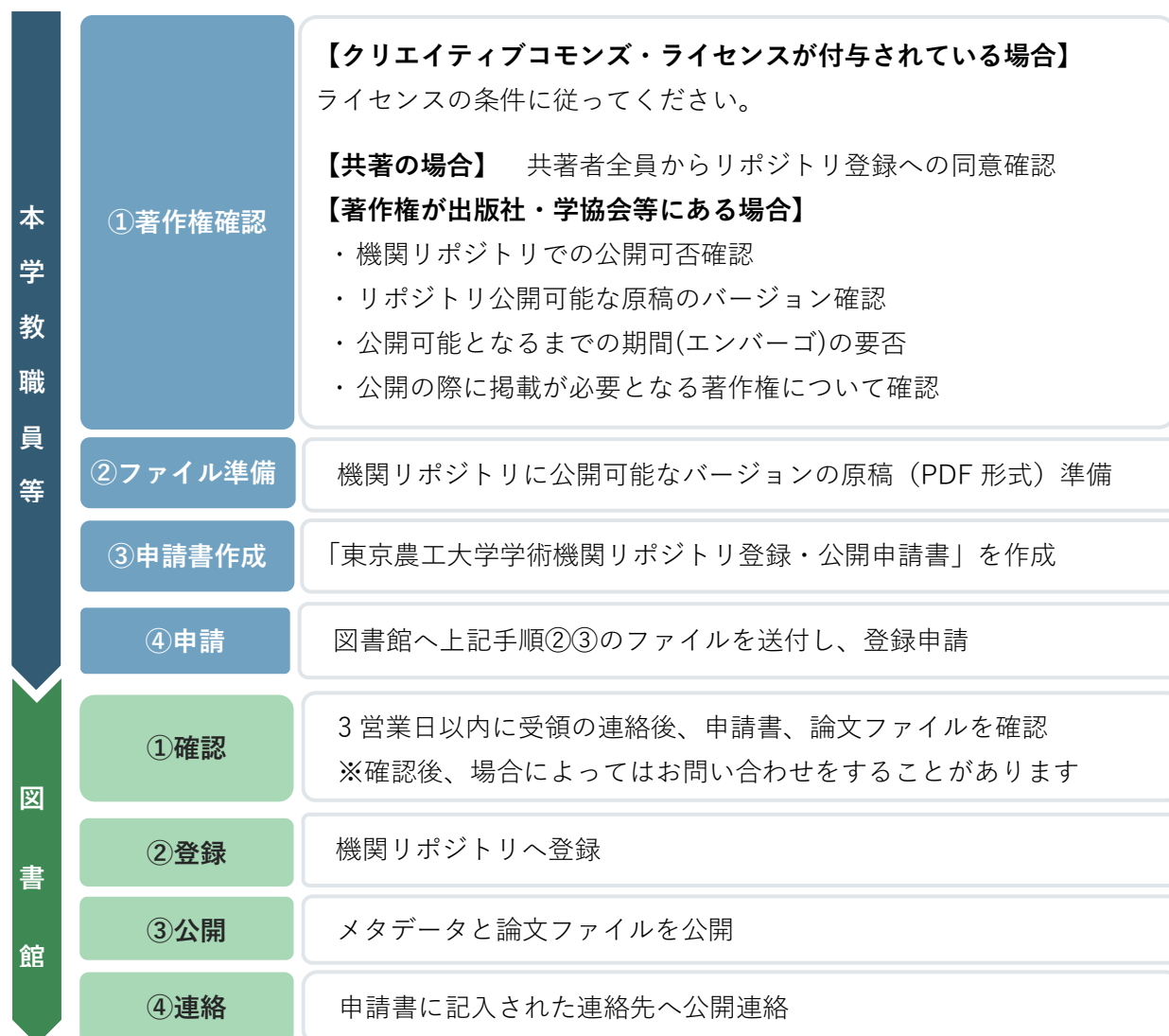
(3) その他確認事項

次の事項について条件を確認し、著作権表示などの必要条件が付されている場合は、申請書の「その他の特記事項」に記載してください。

- ① 公開可能となるまでの期間（エンバゴ）
- ② 出版社版へのリンクや著作権表示などの必要条件

(4) リポジトリへの登録

リポジトリへの登録は、図書館が代行して行います。出版社、学協会等により公開可能となるまでの期間（エンバゴ）が定められている場合には、指定した日まで研究成果のファイル公開を保留する措置をとります。



※登録フロー詳細は別途定める

（本方針の改訂）

6 本方針の内容は、国内外のオープンアクセスに関する動向、方針を踏まえて、必要に応じて改訂する。

「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策」（令和6年2月21日関係府省申合せ）においても、国内外のオープンアクセスに関する政策動向等を踏まえ、必要に応じて具体的方策の見直しを行うことが定められています。本学としても、本方針が有効に機能しているかを検証し、必要に応じて見直しを行います。

(その他)

7 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本方針の実施に際し必要な事項は、この要領に定めています。なお、要領の内容は、必要に応じて今後学内関連部署や出版社との調整をします。

※参考資料 学術論文等の即時オープンアクセスについて

国として、学術論文等の即時オープンアクセスの義務付けの方針が決定しています。これに基づき本学においても、今後即時オープンアクセスへの対応を行う必要があります。それに合わせて、研究成果のリポジトリ登録に係る内容や手順等を適宜見直します。

○「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定） から抜粋

（1）公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施

- ・ 公的資金のうち2025年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む）に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける。
- ・ 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、学術論文を主たる成果とするものとし、関係府省が定める。
- ・ 即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。

（3）学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載

- ・ 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を通じて、誰もが自由に利活用可能となることを目指す。
- ・ 機関リポジトリ等の情報基盤とは、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において「研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォーム」として位置付けた研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする。

（出典）

- ・ 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針：

https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

○「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策」より（令和6年2月21日 関係府省申合せ） から抜粋

学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、以下のとおり定められています。

1. 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度

- ・ 即時オープンアクセスの対象となる学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度は、当面の間、
 - ・ 新たな科学的知見の創出を主眼とし、査読付き学術論文を主たる成果として取り扱うもの
 - ・ 「特定の行政施策の一環として行われ、技術水準の向上を図るもの」以外のもの等の観点から総合的に判断するものとし、国内外のオープンアクセスに関する政策動向、市場動向等を踏まえ必要な見直しを行うこととする。
- ・ 学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、現行制度が継続し、2025 年度に新たに公募を行う場合について、以下の表のとおり。なお、競争的研究費の各制度の改廃に併せて本表を修正する。

表 学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度

	府省名	資金配分機関	制度名
1	文部科学省	日本学術振興会	科学研究費助成事業
2	文部科学省	科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業
3	文部科学省	日本医療研究開発機構	戦略的創造研究推進事業
4	文部科学省	科学技術振興機構	創発的研究支援事業

(出典)

- ・ 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定)の実施にあたっての具体的方策：

https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf